

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券報告書の訂正報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の2第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成19年11月8日

**【事業年度】** 第86期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

**【会社名】** 京王電鉄株式会社

**【英訳名】** Keio Corporation

**【代表者の役職氏名】** 取締役社長 加藤 隼

**【本店の所在の場所】** 東京都新宿区新宿三丁目1番24号  
(注)本社業務は下記本社事務所において行っている。  
(本社事務所) 東京都多摩市関戸一丁目9番地1

**【電話番号】** 042 (337) 3135

**【事務連絡者氏名】** 総合企画本部 経理部経理担当課長 久保朝陽

**【最寄りの連絡場所】** 東京都多摩市関戸一丁目9番地1

**【電話番号】** 042 (337) 3135

**【事務連絡者氏名】** 総合企画本部 経理部経理担当課長 久保朝陽

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日に提出いたしました第86期(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)有価証券報告書の記載事項のうち、一部に追加すべき事項がありましたので、これを訂正するために有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 第一部 企業情報

#### 第4 提出会社の状況

#### 6 コーポレート・ガバナンスの状況

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_を付して表示しております。

### 第一部 【企業情報】

#### 第4 【提出会社の状況】

#### 6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1)～(3) <省略>

(4) その他

\_\_買収防衛に関する事項

<省略>

(訂正後)

(1)～(3) <省略>

(4) その他

\_\_買収防衛に関する事項

<省略>

#### 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、またその選任決議は累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

#### 株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした事項

##### ・自己の株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

##### ・中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元のため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議をもって毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

#### 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。